定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年五月十八日付で全部の種類の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年四月二十五日

大阪市西区西本町一丁目一一番九号

昭和フイルム株式会社

代表取締役　林　芳利

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年五月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年四月二十五日

大分県別府市大字鉄輪六二一番地

株式会社竈地獄

代表取締役　宇都宮嘉彦

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社とよた山里ホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十四年五月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十五日

愛知県豊田市足助町宮平二六番地一

株式会社三州足助公社

代表取締役社長　中村紀世実

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社とよた山里ホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十四年五月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十五日

愛知県豊田市武節町針原二二番地一

株式会社どんぐりの里いなぶ

代表取締役社長　中村紀世実

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社とよた山里ホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十四年五月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十五日

愛知県豊田市羽衣町鬼ノ平五番地

株式会社香恋の里

代表取締役　荻野　正昭

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である新井康夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年四月二十五日

兵庫県芦屋市三条町二二番六号

ワイアンドエイチ　クリエイション

日本における代表者　新井　康夫

限定承認公告

本籍東京都立川市曙町三―二一六番、最後の住所東京都羽村市羽七四一―一二〇番

被相続人　亡　山﨑　政夫

右被相続人は平成二十三年八月十五日死亡し、その相続人は平成二十四年三月十九日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

東京都羽村市羽七四一―一二〇番

相続財産管理人　山﨑　博

限定承認公告

本籍三重県鳥羽市答志町六九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　濱﨑　幸久

右被相続人は平成二十四年一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十四年四月五日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

三重県伊勢市西豊浜町一六〇九番地七

相続財産管理人　濱﨑　葵

代表特定社債権者における決定認可公告

SCG19特定目的会社が発行したSCG19特定目的会社第一回物上担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」という。）の代表特定社債権者であるユーロハイポ・ジャパン株式会社が平成二十四年四月三日に行った左記決定について平成二十四年四月六日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十四年（ヒ）第一四三号）がありましたので公告いたします。

記

一、本特定社債に係る社債要項を変更すること。

二、本特定社債に係るTRUST DEED（以下「信託証書」という。）を合意解除し、これに替わる新たな信託証書等を締結することにより本特定社債の担保を変更すること。

平成二十四年四月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG19特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000352/cbjv/

平成二十四年四月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

市川1特定目的会社

取締役　坂下　雅弘

正　誤

平成二十四年三月三十一日（号外特第十号）公布法律第十九号（関税定率法等の一部を改正する法律）

（印刷誤り）

一五六ページ上段二行目の

「

(二)　その他のもの

A　乾燥したもの（全形のものに限るものとし、皮を除いてあるかないかを問わない。）

B　その他のもの

」は

「

(二)　その他のもの

A　乾燥したもの（全形のものに限るものとし、皮を除いてあるかないかを問わない。）

B　その他のもの

」の誤り。

一五六ページ上段別表第一〇〇八・六〇号中

「

ライ小麦

一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

二　その他のもの

」は

「

ライ小麦

一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

二　その他のもの

」の誤り。

一五八ページ上段三行目の

「

ライ小麦

」は

「

ライ小麦

」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十五日付第九五号九　六ページ●同日付政府調達第七九号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）